

別府市移住応援給付金交付要綱

全部改正 令和 8 年 4 月 2 日
別府市告示第 1 6 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、移住・定住の促進を図るため、予算の定めるところにより、移住応援給付事業として別府市移住応援給付金(以下「給付金」という。)を交付することに関し、別府市補助金等交付規則(平成 2 年別府市規則第 5 0 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 県外の市区町村から別府市に転入を届け出ることをいう。ただし、補助対象外となる転入を除く。
- (2) 補助対象外となる転入 次のいずれかに該当する転入をいう。
 - ア 県外の事業所から県内の事業所に、一時的な転勤又は出向により転入する場合
 - イ 県外の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関を卒業した後、新規採用者として県内事業所に勤務する場合
 - ウ 県外から県内の大学・各種専修学校等に進学し、就学期間のみ転入する場合
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、別府市に転入後 5 年以内に別府市外へ転出する可能性が高い転入又は移住施策の効果が認めがたい転入
- (3) 定住 転出することなく別府市内に 5 年以上生活の拠点を置くことをいう。
- (4) 申請者 給付金の交付を受けようとする者をいう。
- (5) 申請者等 申請者及び申請者と同一世帯に属する者をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者は、移住をした者で次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、大分県外に在住していたこと。

(2) 給付金の交付申請日(以下「申請日」という。)において、転入後1年以内であること。ただし、当該期間の算定に当たっては、次に掲げる期間は算入しない。

ア 大分県又は別府市が実施する定住を前提とする教育機関への就学又は長期間研修への参加期間

イ 地域おこし協力隊の活動に従事した期間

(3) 申請者が申請日において、定住をする意思を有していること。

(4) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 別表に定める分野を主たる業とし、実績のあるアーティスト又はクリエイターであって、市長が認める者であること。

イ 別府市内の事業者において週20時間以上の無期雇用契約に基づき、次に掲げる職種に係る就業をしている者であること。

(ア) 一般乗合旅客自動車運送業に従事するバス運転手

(イ) 一般乗用旅客自動車運送業に従事するタクシー運転手

(ウ) 介護職員等(別府市内の介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護サービスを行う事業所、施設又は地域包括支援センターに勤務する介護職員、利用者に直接介護を行う従事者(訪問介護員を含む。)、介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師及び介護福祉士をいう。)

(5) 申請者以外の申請者等が、この要綱に基づく給付金について、交付の申請をしておらず、かつ、交付を受けていないこと。

(6) 申請者等が、別府市移住支援金交付要綱(令和8年別府市告示第162号)に基づく移住支援金について、交付の申請をしておらず、かつ、交付を受けていないこと。

(7) 申請者等が、大分県移住支援事業費補助金交付要綱又は大分県移住応援給付事業費補助金交付要綱に基づき交付される大分県移住支援

金又は大分県移住応援給付金（大分県内の別府市を含む各市町村がこれらの要綱に基づき交付するものを含む。）の交付を受けていないこと。

(8) 申請者等が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）でないこと。

(9) 申請者等が、日本人であること又は外国人であって、次に掲げるいずれかの在留資格を有すること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

(10) 申請日において、申請者等（申請日の属する年度の4月1日において18歳未満の者を除く。）が、市区町村税を滞納していないこと。

(11) 申請日において、申請日から1年以上継続して次に掲げる区分に応じ当該各号に定める活動又は就業を行う意思を有していること。

ア 第4号アに該当する者 別表に定める分野を主たる業として行う活動

イ 第4号イに該当する者 同号イに規定する対象職種に係る就業
(給付金の額)

第4条 給付金の額は、1世帯当たり10万円とする。ただし、申請日の属する年度の4月1日において年齢が12歳以下の者（申請者と同一世帯に属する者に限る。）を養育しているときは、1世帯当たり30万円とする。

(給付金の交付申請)

第5条 申請者は、別府市移住応援給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第4号に掲げる要件を満たしていることが確認できる書類（同号アに該当する者にとっては活動実績を確認できる書類（ポート

フォリオ、契約書その他これらに類するものをいう。)、同号イに該当する者にあつては就業証明書(様式第2号))

- (2) 写真付き身分証明書その他の本人確認書類の写し
- (3) 申請者が外国人である場合は、在留資格が確認できる書類(在留カードの写し等)
- (4) 申請者等全員分の移住後の住民票の写し
- (5) 申請者等全員分の戸籍の附票の写しその他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類
- (6) 次のア及びイに掲げる申請者等(申請日の属する年度の4月1日において18歳未満の者を除く。)の区分に応じ、当該ア及びイに定める書類
 - ア 納税義務のある申請者等 申請日において市区町村税を滞納していないことを証する証明書(完納証明書等)
 - イ 納税義務のない申請者等 非課税であることその他納税義務がないことを確認できる書類(非課税証明書等)
- (7) 別府市移住応援給付金交付申請に関する誓約書兼同意書(様式第1号(別紙))

2 前項に規定する申請は、2月1日から3月31日までの間に行うことができない。

(給付金の交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があつた場合は、給付金の交付の適否を審査の上、適当であると認めるときは、給付金の交付を決定し、別府市移住応援給付金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(給付金の交付請求等)

第7条 前条の規定により給付金の交付決定の通知を受けた申請者は、給付金の交付を請求しようとするときは、当該通知を受けた日から30日以内(その末日が当該交付決定の日が属する年度の3月10日後となるときは、同日まで)に、別府市移住応援給付金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があつた場合は、速やかに給付金を交付

するものとする。

(給付金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、給付金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるとおり交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全部の取消し
- (2) 申請日から1年以内に、次のいずれかに該当する場合 全部の取消し
 - ア 第3条第11号アに規定する活動を行わなくなった場合
 - イ 第3条第11号イに規定する就業を行わなくなった場合
- (3) 申請日から3年未満に別府市から転出した場合 全部の取消し
- (4) 申請日から3年以上5年以内に別府市から転出した場合 一部(交付決定額の半額相当分)の取消し
- (5) その他この要綱の規定に違反した場合 全部又は一部(市長が定める額分)の取消し

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、別府市移住応援給付金交付決定取消通知書(様式第5号)により当該取消しに係る申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長は、給付金の交付決定の取消しに係る部分に関し、既に給付金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前項の規定により返還を命ぜられた申請者は、別府市補助金等交付規則第12条第1項に定める加算金を市に納付しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別府市移住応援給付金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のある別府市移住応援給付金の交付について適用し、同日前に申請のあった別府市移住応援給付金の交付については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

分類	分野	事業例
アーティスト	芸術活動	美術、舞台芸術、音楽その他市長が認める事業
クリエイター	映像・コンテンツ制作	映像制作全般、ゲーム・アプリケーション制作、Web制作、メディア制作、写真、出版、編集その他市長が認める事業
	デザイン	グラフィックデザイン、プロダクトデザイン、Webデザイン、ファッションデザインその他市長が認める事業